

赤い羽根共同募金 地域福祉助成事業 令和4年度 申請受付中!!

地域の絆づくり
応援隊

この助成金は、皆様からお寄せいただいた赤い羽根共同募金を財源に、地域福祉活動を資金面から応援する下妻市共同募金委員会独自の制度であり、計画づくり、助成審査、実行までを市民が担うことで、地域福祉活動に対する関心を高め、赤い羽根共同募金の市民還元と使いみちの透明性を確保することを目的としています。

申請・審査スケジュール

助成限度額 **20万円**

年度予算
200万円

期間	申請する事業の実施期間	審査会	申請締切日
第1期	令和4年4月1日～令和5年3月31日	3月中	令和4年 2月28日(月)
第2期	令和4年9月1日～令和5年3月31日	8月中	令和4年 7月29日(金)
第3期	令和5年1月1日～令和5年3月31日	12月中	令和4年 11月30日(水)

【事業の開催時期】 申請の対象となる事業は、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に行う事業となります。1年間継続して行う事業（毎週、毎月など定期的に行う事業）でも、数回、1回の実施で終了する事業（防災訓練、講演会など）どちらでも申請していただけます。

過去に助成した事業の一例

災害時など非常時の電源確保として発電機やテントなどの整備




通学路や地域の除草作業などの環境整備事業



地域や多世代間の交流を促進する為のイベント



赤い羽根共同募金地域福祉助成事業募集要項

区分	内 容
目 的	この事業は、地域住民や団体等が主体的に取り組む住みよいまちづくりの為の活動を赤い羽根共同募金を活用して財源面から支援し、下妻市の更なる地域福祉の推進を図ることを目的とします。
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民参加によるたすけあい活動または、それを支援・促進する事業 2. 高齢者や障害者を支援する事業 3. 子育て支援、児童・青少年に対する育成事業 4. 社会参加を促進する事業 5. 社会復帰を支援する事業 6. 防災・防犯を促進する事業 7. 新たな社会問題に取り組む事業 8. その他、住みよいまちづくりのために必要と認められる事業
助成の対象 にならない 事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営利を目的とする団体・政治・宗教・選挙に関する活動及び事業 2. 国又は地方公共団体が設置（自治会を除く）又は経営し（委託を含む）、その責任に属するとみなされるもの 3. 本会助成金以外の財源によって実施できると認められるもの 4. 団体等の役員会や総会経費、人件費や不動産の購入、光熱水費等、管理運営にかかる経費及び団体構成員の互助共済を目的とするもの 5. 法人格のない団体の建物や車両の取得等、登録や登記が必要となる財産の取得は、原則として対象としない。 6. 中古車、中古品の購入費用は、原則として対象としない。 7. 食糧費や旅費、汎用機器(パソコン等)については、事業内容によっては対象としない。 8. 個人の所有物と判断がつきにくいもの 9. ゴミ置き場等の設置や改修など利用者が限定的で汎用性の低いもの 10. その他、寄付者の賛同を得がたい費用で本会会長が不適当と認めるもの
対象団体	下妻市内に所在し、市民を対象とした地域福祉活動を行うボランティアグループ、自治会、NPO法人、当事者団体等
助成金額	<p style="background-color: #ffcccc;">1 団体につき1年度内20万円かつ総事業費の80%以内を限度額とします。</p> <p>①事業を行うために新たに組織された団体については、初回申請時のみ団体の自己資金を要しないものとします。</p> <p>②同一団体が同一事業を行う場合においては、3ヶ年（通年事業として3回）を限度とします</p>
審査方法	<p>1次審査（書類）、2次審査（審査委員会）を経て決定します。</p> <p>2次審査において、申請団体による事業内容のプレゼンテーションをしていただきます。</p> <p>審査結果は後日、文書にて連絡します。</p>
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> ①共同募金配分（地域助成）申請書【様式第7号】 ②団体概要書【様式第7号別紙】会則または規約 ③団体の前年度決算書、事業報告書並びに当年度予算書、事業計画書 ④備品等の購入については、金額が記載されているもの（見積書、カタログ等）の写し （物品を購入し、どのように活用するののかも審査のポイントとなります） <p>※申請書類は、社協事務局または社協ホームページでお取り寄せいただけます。</p>
申 請 問 合 せ	<p>下妻市社会福祉協議会事務局</p> <p>〒304-0064 下妻市本城町3丁目36番地1 下妻公民館1階</p> <p>TEL 0296-44-0142 FAX 0296-44-0559</p> <p>HPアドレス www.st-shakyo.jp/ E-mail fureai@st-shakyo.jp</p> <div style="text-align: right;">  </div>